

千葉うみさとライン協議会規約

(名称・所在地)

第1条 本会は、千葉うみさとライン協議会（以下「協議会」という。）と称する。

2 協議会の主たる事務所を千葉県八千代市勝田台北2丁目4番5号に置く。

(エリア)

第2条 協議会が対象とするエリアは、東京湾（千葉市美浜区磯辺地先）から西印旛沼（佐倉ふるさと広場周辺）までの花見川、新川、西印旛沼周辺エリアを基本とし、協議会は、将来的に、北印旛沼及び利根川までのエリア拡大を見据えて取り組む。

2 このエリアを、千葉うみさとライン（以下「うみさと」という。）と呼ぶ。

(目的)

第3条 協議会は、うみさとのコンセプトを共有した参加主体による各々の活動や、関係者の垣根を越え相互に連携した活動の推進を通じて、うみさとのブランディングを行うことにより、関係人口の増加、賑わいの創出、地域活性化、うみさとの価値向上を図り、住民のシビックプライドの醸成ひいてはQOL（Quality of life）の向上を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 一 うみさとブランド戦略の企画立案及びブランド開発に関すること。
- 二 うみさとブランドコンセプトを体現する連携イベントに関すること。
- 三 地域資源の利活用及び水と地域のネットワークづくりに関すること。
- 四 協議会及びうみさとの情報発信に関すること。
- 五 その他、必要な活動に関すること。

2 前項各号に掲げる事業に係る役割分担については、その都度、協議するものとする。

(事業年度)

第5条 協議会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(組織)

第6条 協議会は、会長、副会長、監査役及び会員をもって組織する。

2 会長、副会長及び監査役は、会員の互選により選出し、その任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

3 会長は、会務を総括し、協議会を代表する。

- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 5 監査役は、協議会の事業の執行状況等を監査する。
- 6 協議会の目的に賛同する会員以外の者として、協議会にオブザーバーを置く。
- 7 会員及びオブザーバーは、別表に掲げる者とする。

(協議会の開催)

第7条 会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、会員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 議事は、出席した会員の過半数をもって議決し、可否同数の場合は議長がこれを決する。
- 4 会員は、会議を欠席する場合、代理の者を出席させることができることとし、その代理の出席をもって当該会員とみなす。
- 5 会員が議事に出席できない場合には、事前に書面にて提出、または、代理人を立て議決権を委任することができる。
- 6 オブザーバーは、会義に参加し、必要な意見を述べるができるが、議決権は持たない。
- 7 会長が必要と認めた場合は、会員及びオブザーバー以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(事務局)

第8条 協議会の事務を処理させるため、協議会に事務局を置く。

- 2 協議会の事務局は、令和6年度から令和10年度までの間は、原則として行政機関又は独立行政法人都市再生機構が、単年度ごとに持ち回り務めるものとする。

(会計)

第9条 協議会の経費は、会員の負担金、事業収入、その他の収入をもって充てるものとし、令和11年目以降は、協議会の自走化を目指すものとする。

- 2 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。
- 3 会計事務の処理に関しては、別に定める。

(負担金)

第10条 前条第1項に定める会員の負担金は、協議会の活動を支えるため、協議会の目的に賛同した会員の自由意思に基づき納められるものとする。

- 2 負担金の金額は、次のとおりとし、毎年度見直すものとする。

種別	負担金
会 員（行政機関及びUR都市機構）	800,000円
会 員（上記以外）	1口 10,000円
オブザーバー	0円

（入会及び退会）

- 第11条 協議会の目的に賛同し、会員になろうとする者は、千葉うみさとライン協議会入会申込書及び現会員からの推薦状（様式1）を提出するとともに、前条第2項に定める負担金を支払うものとする。
- 2 協議会の目的に賛同し、オブザーバーになろうとする者は、千葉うみさとライン協議会入会申込書及び現会員からの推薦状（様式1）を提出するものとする。
- 3 会員及びオブザーバーが退会しようとするときは、千葉うみさとライン協議会退会届（様式2）を提出するものとする。
- 4 入会時期は毎年4月1日、退会時期は毎年3月31日を基本とし、年度途中の入会及び退会であっても、前条第2項に定める負担金の月割は行わない。

（秘密保持）

- 第12条 会員及びオブザーバーは、本規約の履行に関して知り得た情報を開示、漏洩又は本協定の目的以外に使用してはならない。ただし、法令に基づく場合又は相手方の同意がある場合は、この限りではない。
- 2 協議会が解散した場合においても、前項による秘密保持の義務を負うものとする。

（その他）

- 第13条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附則

この規約は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第6条関係）

【会員】

名称（五十音順）
敬愛大学 経済学部経営学科 大久保 利宏 特任教授
CycleDNA
佐倉市
公益社団法人佐倉市観光協会
有限会社タキサイクル
千葉市
独立行政法人都市再生機構
日本大学 理工学部まちづくり工学科 岡田 智秀 教授
ミズベリングいんば沼
ミズベリング花見川
ミズベリング八千代
株式会社みなも
八千代市

【オブザーバー】

名称（五十音順）
サイクルハウスジロ
千葉県サイクリング協会
公益社団法人千葉市観光協会
株式会社千葉ニュータウンセンター

様式1（第11条関係）

千葉うみさとライン協議会入会申込書

令和 年 月 日

千葉うみさとライン協議会会長

貴協議会の目的に賛同し、入会を希望しますので、現会員からの推薦状を添えて申し込みます。

ふりがな	
名 称 (団体名等)	
代 表 者	印 ※自署の場合押印不要
住 所 (所在地)	〒
種別 (いずれかに○)	会 員 ・ オブザーバー
担 当 者	
電話番号 / FAX 番号	
e-mail アドレス	

推 薦 状

千葉うみさとライン協議会会長

上記の者は、協議会の会員又はオブザーバーとしての資格を十分に備えていますので、推薦します。

ふりがな	
名 称 (団体名等)	
代 表 者	印 ※自署の場合押印不要
住 所 (所在地)	〒

様式2（第11条関係）

千葉うみさとライン協議会退会届

令和 年 月 日

千葉うみさとライン協議会会長

名称（団体名等）

代表者



※自署の場合押印不要

住所（所在地）

貴協議会を下記の理由で退会したいので、退会届を提出します。

（退会理由）